

《行政課》

■主な業務内容

行政課では、主に次の業務を所掌しています。①法制執務事務事業、②情報公開・個人情報保護事業、③財産管理事業、④設計・契約等適正化事業、⑤情報系システム運用事業、⑥基幹系システム運用事業、⑦統計事業、⑧非核平和推進事業、⑨選挙管理委員会事業などとなっています。以前は、「総務課」という名称で、庁舎における環境整備や職員の円滑な業務遂行に関わることを中心に、多岐に渡る業務範囲となっています。そこで、今回は上述した⑦の「統計事業」の中でも最も身近な「国勢調査」について、ご紹介をします。

1 「国勢調査」とは？

- ① 第1回目の国勢調査は、105年前の大正9年から行われ、明治時代に入ってから以降、先人たちが欧米諸国で先行実施していた統計調査の日本への導入の必要性を訴え、数十年にわたって尽力を続けた末に実現した調査です。
- ② 国勢調査は、5年に一度実施され、日本に住むすべての人と世帯が対象となる最も重要な統計調査であり、私たちの暮らしに直結する重要な統計調査で令和7年度はその調査年度に当たります。（基準日は10月1日）
- ③ この調査によって、男女別人口、年齢別人口、昼間人口、高齢者世帯等の世帯構成、産業別の人口といったことが調査結果としてわかります。
- ④ この調査結果は、子育て支援の施策、高齢者福祉対策、防災計画の策定、被害予測、災害復興計画の策定、都市交通計画等に活用されるほか、電力をはじめとする各種需要の把握、商品開発やサービス需要の予測等、民間企業等においても、さまざまな分野で幅広く活用されています。

2 国勢調査の実施の必要性

国勢調査は、我が国の人や世帯の実態を把握し、国や地方公共団体の各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として実施している国の最も基本的な統計調査です。国勢調査の結果は、公正な行政を行うため、衆議院議員の選挙区の画定基準、地方交付税の交付額の算定基準など、多くの法令に利用が規定されており、公的部門だけではなく、民間企業等でも将来の需要予測や店舗等の立地計画など企業経営にも幅広く活用されています。

このように、国勢調査は、国民（町民）が国（町）や地域社会の実態を知り、その将来の姿を計画していくために必要とされる最も基本的な統計情報を提供するものであり、社会の発展を支える情報基盤としての役割を果たすものと言えます。

3 国勢調査に答えないとどんな問題が起こるか？

国勢調査は任意調査ではなく、調査対象となる人には提出義務があります。また、国や地方自治体の政策に影響し、社会のあり方を決めるための重要な調査です。

国勢調査に回答しなかった人の数は、国勢調査結果に反映されず、誤った情報も調査結果に影響を与えてしまいます。例えば、地方交付税の金額、学校や公共施設の建設といった人口や構成によって予算配分の変わる政策を正しく実行できなくなるおそれがあります。

4 うっかり国勢調査を忘れた場合の対処法

国勢調査は、期限までに提出することが大原則ですが、うっかり忘れてしまった場合でも、後日提出できます。忘れていたことに気がいたら、すぐに対処して提出いただきたいと思います。

国勢調査の回答期限を過ぎてしまった場合や紛失した場合は、役場〈行政課〉、もしくは調査実施期間中に設置される問合せ窓口への連絡をお願いします。

5 インターネット回答の推進

- ① 国勢調査に限らず、統計調査においてはインターネット回答の導入及び推進が図られています。
- ② 「政府統計オンライン調査総合窓口」にて電子調査票をダウンロードしたり、配布された調査票等に記載された専用ページにアクセスしたり、様々な方法があります。
- ③ インターネット回答は、紙媒体の調査票とは異なり、郵送する手間や調査員等にお渡しする日程調整等日時や相手に左右されることなく、24 時間ご都合の良いタイミングで回答が可能です。
- ④ 国勢調査においては、調査員より配布される「インターネット回答利用ガイド」の二次元コードから専用ページにアクセスすることで、専用ページでのインターネット回答が可能です。
- ⑤ 令和7年国勢調査では、インターネット回答の推進を図るため、スマートフォン教室と連携し、「インターネット回答支援ブース」を設ける予定です。

6 最後に

国勢調査で正確な統計データをとり、公正な行政を行うためには、国勢調査対象者に漏れなく回答してもらう必要があります。国勢調査による最大のメリットは、行政側が住民の年齢層や家族構成、就労状況などを把握することで、よりの確かつ意味のある住民サービスの提供に繋がる一助となることです。また、将来に向けた制度設計のあり方も検討できるので、私たちの安定した生活の維持にも繋がるのが期待できます。

正確な統計データを作るためには、国民（町民）一人ひとりの皆様の協力が不可欠です。今年、令和7年10月1日を基準日として、国勢調査が行われますので、是非ともご協力くださいますようお願いいたします。